

年金制度の令和4年10月からの改正

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(年金制度改正法)や「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」等の施行により、令和4年10月から年金制度の一部が改正されます。

- ・短時間労働者の適用拡大
- ・適用事業所の範囲の見直し(土業の適用業種追加)
- ・被用者保険の適用拡大に伴う老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置
- ・被保険者の適用要件(雇用期間が2か月以内の場合)の見直し
- ・育児休業等期間中の保険料の免除要件の見直し

1. 短時間労働者の適用拡大

<特定適用事業所要件の見直し>

現在、厚生年金保険の被保険者数が501人以上の事業所で働く短時間労働者(週20時間以上の労働等、一定の要件を満たす者をいう。以下同じ。)は、健康保険・厚生年金保険の適用対象となっています。令和4年10月から、被保険者数が101人以上の事業所で働く短時間労働者も、健康保険・厚生年金保険の加入が義務化されます。令和6年10月からは、さらに51人以上の事業所で働く短時間労働者も対象となります。

<短時間労働者の勤務期間要件の撤廃>

健康保険・厚生年金保険の適用対象となる短時間労働者の要件について、「勤務期間1年以上」の要件が撤廃されます。令和4年10月から、以下の条件に全て該当する方が新たに適用対象となります。

- ・週の所定労働時間が20時間以上
- ・月額賃金が8.8万円以上
- ・2か月を超える雇用の見込みがある
- ・学生ではない

2. 適用事業所の範囲の見直し(土業の適用業種追加)

令和4年10月から、常時5人以上の従業員を雇用している土業の個人事業所は、健康保険・厚生年金保険の強制適用事業所になります。

<適用の対象となる土業>

弁護士、沖縄弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、公証人、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、海事代理士、税理士、社会保険労務士、弁理士

3. 被用者保険の適用拡大に伴う老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置

老齢厚生年金を受給している65歳未満の方のうち、障害者(障害厚生年金の1級から3級に該当する障害の程度にある方)または長期加入者(厚生年金保険の被保険者期間が44年以上ある方)の特例対象者が厚生年金保険の被保険者になると、年金の定額部分(加給年金額が加算されているときは加給年金額も含む。)が全額支給停止となります。令和4年9月30日以前から同じ事業所で引き続き働いている方が、経過措置の対象者となる場合、「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」を提出することで、年金の定額部分を引き続き受給することができます。

4. 被保険者の適用要件(雇用期間が2か月以内の場合)の見直し

2か月以内の期間を定めて雇用される場合は、健康保険・厚生年金保険の適用除外となりますが、令和4年10月から、当初の雇用期間が2か月以内であっても、当該期間を超えて雇用されることが見込まれる場合は、雇用期間の当初から健康保険・厚生年金保険に加入となります。

5. 育児休業等期間中の保険料の免除要件の見直し

令和4年10月から短期間の育児休業等を取得した場合への対応として、育児休業等の開始月については、同月の末日が育児休業等期間中である場合に加え、同月中に14日以上育児休業等を取得した場合にも、保険料が免除されます。賞与保険料は、1か月を超える育児休業等を取得した場合に免除されます。